

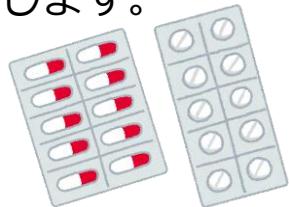
当院では一般名による処方を推進しています

当院では院外処方箋発行時に印字される後発医薬品が存在する医薬品について、一部を除いて一般名で処方をしております。

医薬品の名前について

医薬品には、製薬会社が販売するために命名した「商品名」と主成分の名前を指している「一般名」の2つの名前が存在します。

例) 商品名：カロナール®/一般名：アセトアミノフェン

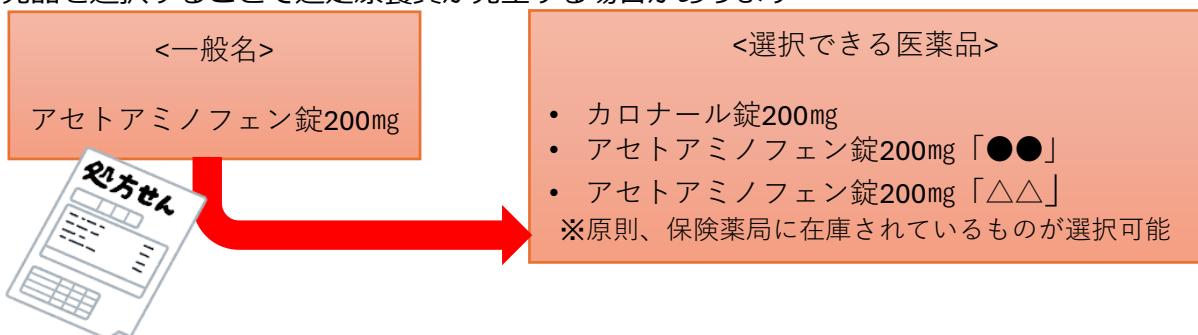


一般名処方のメリット

医薬品の主成分である「一般名」で処方することで、一般名に該当する先発医薬品を含む複数の医薬品の中から希望に合わせた医薬品を選択することが出来ます。

近年、医薬品の流通不足が報道されていますが、選択できる医薬品の幅が広がることで入手しにくい医薬品についても保険薬局の在庫から柔軟に対応できることが期待されます。

※医薬品の流通状況や保険薬局の在庫状況によっては希望に合わせられない可能性があります
※先発品を選択することで選定療養費が発生する場合があります



院外処方箋発行から医薬品受け取りまでの流れ

1. 医師が処方箋を交付します。

※一般名で処方可能な医薬品は一部を除いて一般名にて処方箋に印字されます

2. 処方箋を提出する保険薬局にて、薬剤師と相談しながら医薬品を選択してください。



お薬についてご不明な点等ございましたら、医師や薬剤師にご相談ください。

病院長

薬剤部資料作成

最終更新日：2026年1月27日